



2018年5月15日

各 位

会社名 株式会社ダスキン
 代表者名 代表取締役社長 山村 輝治
 (コード番号：4665 東証第一部)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 大久保 裕行
 電話 06-6821-5071

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月21日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)当社は、取締役会の意思決定・監督機能の強化及び業務執行における責任の明確化による経営の健全性・効率性の確保を目的として、2018年4月より執行役員制度を導入いたしました。これに伴い現行定款について所要の変更を行うものであります。
- ①執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、取締役員数の上限を減員させるものであります(変更案第19条)。
- ②役付取締役の規定を廃止するとともに、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります(変更案第26条、第27条)。
- (2)株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります(変更案第13条、第15条、第22条、第24条)。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第Ⅲ章 株 主 総 会 (株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。 (株主総会の議長) 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに <u>当り</u> 、取締役社長に事故があるときは <u>他の取締役に内1名</u> がこれに当る。	第Ⅲ章 株 主 総 会 (株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合のほか</u> 、 <u>取締役会の決議に基づき</u> 、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u> 取締役にこれを招集する。 (株主総会の議長) 第15条 株主総会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u> 取締役にこれに当る。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第IV章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者) 第22条 取締役会は取締役社長がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは他の取締役の内1名がこれに当る。</u></p> <p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。<u>取締役社長に事故があるときは他の取締役の内1名がこれに当る。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要により取締役会長1名、取締役副社長その他役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第27条～第43条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第IV章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者) 第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定めた順序により</u>取締役がこれを招集する。</p> <p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u>取締役がこれに当る。</p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(執行役員及び役付執行役員)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会は、その決議によって会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員その他役付執行役員若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第28条～第44条 <現行どおり></p>

3. 日程

本変更は、2018年6月21日に開催予定の第56回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以上

本件に関する報道機関からのご照会は、以下へお願い申し上げます。

株式会社ダスキン 広報部 電話 06-6821-5006